

〈史料紹介〉

# アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注 (10)

谷 口 淳 一 編

## はじめに

本稿は、アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー (Aḥmad Ibn Faḍl Allāh al-'Umari) 著『高貴なる用語の解説』 (*al-Ta'rif bi-al-muṣṭalah al-šarīf* 以下『高貴なる用語』と略) のアラビア語原典からの日本語訳注である。本稿では、al-Droubi の校訂本231頁1行目から251頁14行目までのテキストに対する訳注を掲載する。著者および本書とそのテキストなどに関しては、訳注(1)の「はじめに」を参照されたい。

今回訳出した部分は、第3章の末尾から第5章の初めの部分に相当する。まず、「第3章 誓約書」の残りの2節、すなわち「哲学者の誓約」と「カダル派の誓約」では、それぞれの集団構成員が用いる誓約の文言と書式が示される。他の少数派集団構成員の誓約と同様、形式は各集団共通であるが、文言はそれぞれの信条に即したものが用いられる。

つづいて「第4章 安全保障、罪の埋葬、休戦協定、双務休戦協定、休戦破棄」では、章題に挙げられた手続きの説明と、文書ないし口頭伝達の文言の範例が示される。「安全保障」と訳した *amān* (pl. *amānāt*) は、宛先の人物とその一族の安全を保障したうえで、スルターンの許へ出頭することを求める文書である。アマーンという用語で一般に知られているものは、ダール・アルハルブ (非ムスリム支配圏) に居住する非ムスリムが、ダール・アルイスラーム (ムスリム支配圏) に滞在する際に、ムスリム側から与えられる安全保障である [「アマーン」『岩波イスラーム辞典』; 「アマーン」『新イスラーム事典』]。しかし、『高貴なる用語』に収められている安全保障の説明と文書範例には、このような内容を示す文言はみられない。

「罪の埋葬」と訳した *dahn* も通常は単に「埋葬」を意味する語であるが、本書では特別な意味で用いられている。それは、遊牧アラブの間でおこなわれてきた次のような手続きである。ある部族の人物の行為が部族間の対立を招いた場合、報復の応酬を止めるために、関係する部族の代表団が立ち会って、地面に穴を掘り、対立の原因となった罪をその穴に埋める。これをもってその罪は帳消しとなり、復讐の権利が放棄されるのである。罪の埋葬に際して遊牧アラブは文書を作成しなかったが、マムルーク朝政府は、スルターンの権威によって罪の埋葬の効力を保証する文書を発行したのである。マムルーク朝による遊牧アラブ支配政策の一端を示す史料といえよう。

休戦協定 (*hudna*, pl. *hudan*) は、通常ムスリムの支配者が異教徒の支配者から請われて締結するもので、ムスリム側が相手国の国土と人々の安全を保障するのと引き換えに、異教

徒の支配者には貢納の支払いなどの義務が課される。このように、休戦協定は当事者間に立場の優劣があることを前提にして締結される。それに対して、双務休戦協定(muwāṣafa, pl. muwāṣafāt)は、対等な立場の支配者間で締結される。このような違いはあるが、範例を比較すると、両者の書式や内容に多くの共通点を見出すことができる。

休戦破棄(mufāṣaḥāt)についても2種類の文書が収められている。休戦破棄通告(faṣḥ)は、休戦協定における合意事項に違反したことを根拠に、相手国に休戦協定の破棄を一方的に通告するものである。ウマリーは、休戦破棄通告は文書ではなく口頭で伝えるのが一般的であるとす一方、おじのシャラフ・アッディーン・ムハンマドが714(1314/15)年にこの文書を作成したと述べ、範例を掲げている。休戦破棄合意(mufāṣaḥa)は、当事国の支配者双方が合意のうえで休戦協定を破棄し戦争状態に入ることを宣言するものである。

「第5章 各州の領域と、そこに付随する都市、城塞、村落」は、マムルーク朝直轄領各地の地域区分と簡単な地誌を収める。今回訳出した範囲は、エジプトに関する部分である。まずエジプト全体の東西南北の広がりが見られ、ついで上エジプトと下エジプトに分けて、それぞれの内部の地域区分と主要都市などが列挙され、簡単な説明が付される。

以上が、本稿で訳出した範囲の概要である。なお、以前訳出した『高貴なる用語』の目次[訳注(1):31頁]と本稿では、章題に含まれる一部の用語の訳が異なっている。これは、各章の内容を検討した結果、当該用語の訳を変更したためである。

我々は、2003年7月から「イスラーム世界における書記とその伝統研究会」と称して、1年間に10回程度の研究例会(輪読会)を開催し、『高貴なる用語』を読み進めてきた。今回の公刊部分は、2017年11月から2019年1月にかけて実施した計12回の例会(第155回~第166回)で読んだ部分に相当する。この期間の研究例会で訳注作成を担当したのは、伊藤隆郎、岡本恵、近藤真美、清水和裕、清水大佑、杉山雅樹、辻大地、柳谷あゆみ、横内吾郎(五十音順)と谷口の10名であるが、さらに篠田知暁が編集作業に携わった。各担当者が作成した訳文と注を例会で検討し、その修正案を研究会参加者に再度示して意見を求め、必要に応じて修正を重ねた。訳語や表記の統一と最終的な調整および「はじめに」の執筆は谷口が担当した。

訳文中にある〔 〕は、校訂およびその底本であるL写本の頁の表示と、校訂テキストにない語句を補って訳した場合に用いた。また、用語の原語をローマ字で表記する際には、原則として辞書の見出しとなる形(名詞と形容詞は単数形主格、動詞は完了形3人称男性単数形)に直して示した。ただし、節題の表示、単数形にすると意味が変わってしまう語句などは、原文の形に即して転写した。

なお、我々の研究会は、2018年度より科学研究費助成事業基盤研究(B)(一般)「13-15世紀におけるアラビア語文化圏再編の文献学的研究」(代表者佐藤健太郎、課題番号18H00719)の一研究班として実施しており、本稿はその研究成果の一部でもある。

## 『高貴なる用語の解説』(10)

アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー

[txt. 231]

哲学者<sup>1)</sup>の誓約

私は、神にかけて、神にかけて、偉大なる神にかけて〔誓約します。神こそは〕、彼の他に神はなく、唯一にして無比、無二にして不滅、悠久にして無窮、永遠なる方、万物の原因であり続ける方、主の中の主、あらゆるものを司る方、全能にして無限なる方、始まりなき始原にして、終わりなき弥終である方、様々な事象を超越する方、永遠に生き、永続と無窮と完全<sup>2)</sup>という属性を有する方、壮大と栄光の衣を纏う方、天体を司り、流星を降らせる方<sup>3)</sup>、星々に力を注ぎ込み〔動かす〕、靈魂を形あるものの中に入れていく方、被造物を創造し、動物、鉱物、植物を成長させる方。

さもなくば、私の靈魂があるべき場所に昇ることはなく、私の魂があるべき世界と結びつくことはないでしょう<sup>4)</sup>。無明の闇の中、過ちという覆いの中に取り残されるでしょう。私の魂は、認識によって知を得ることもなく、知識を完全にすることもなく、〔私から〕離れていくでしょう。貧しき汚点の中に、過ちの支配のもとに取り残されるでしょう。私は多神教の一端を担い、〔魂の〕回帰 (ma'ad) を否定し、靈魂の消滅を主張するでしょう。このことに関して自然学の徒<sup>5)</sup>の主張に満足し、〔身体の〕部位 (murakkab) の束縛と感覚の作用の中にあり続けるでしょう。真理をそのままに把握することもないでしょう。

さもなくば、私は、質料<sup>6)</sup>は物体を構成するものではないと言うでしょう。質料 (mādda) と形相 (ṣūra) を否定し、自然の法則 (nāmūs)<sup>7)</sup>を否認するでしょう。美醜の区別は理性にはよらないと言うでしょう。邪悪な魂と共にあり続け、〔ms. 102b〕救いに至る道を見出さないでしょう。神は本質としての行為者ではなく、〔txt. 232〕あらゆるものを知る者でも

1) al-ḥukamā'.

2) 校訂では wa al-sarmadiya al-kamāl となっているが、L写本に従い wa al-sarmadiya wa al-kamāl と、waを補って読んだ。

3) 校訂では muyassar となっているが、L写本に従い musayyir と読んだ。

4) ギリシア哲学におけるプラトンと新プラトン主義者の肉体否定的な靈魂観を表す。人間の本質である靈魂は本来神的なものだが、現世においてはそれは肉体という牢獄に囚われており、浄化されることによって死後肉体から解放され、本来の住処である天上界へと再び回帰する、と考えられた〔『靈魂論』『岩波イスラーム辞典』〕。

5) ahl al-ṭab'ra. 自然学の徒の主張については、訳注(9)46頁にも類似の記述がある。

6) hayūlā. アリストテレスによって術語化された哲学的分析概念で、形相と対を成す。ギリシア語で質料を表すヒュレーがアラビア語に音訳されたもので、マーダ (mādda) もほぼ同義に使用される。アリストテレス流哲学では、少なくとも月下界の可感的存在者は質料と形相から構成されると考える〔『質料』『岩波イスラーム辞典』〕。

7) 「神秘を知る信頼された者」という意味のギリシア語からの借用語で、アダムに始まる預言者たちに現れてきた特性だとされる。さらにはそうした預言者たちによって顕現されてきた「神の法」を表す言葉ともなった〔“Nāmūs,” EI2〕。

ないと言うでしょう。預言者の出現は終了しており、その地位は獲得されないと告白するでしょう。哲学者の方法を捨て去り、古の人々が定めたことを打ち壊すでしょう。神に関する哲学を学ぶ者 (faylasūf ālihi) たちに反対し、〔神の〕姿形をもてあそぶことに同意するでしょう。主のある場所に位置づけ、主は肉体を持つのだと確言し、主を有限で本質を持つ存在だと見なすでしょう。神性に関する従来の見解に満足するでしょう。

### カダル派<sup>8)</sup>の誓約

神にかけて、神にかけて、偉大なる神、新たに始まる出来事の原因となる方 (dū al-amr al-unuf), 行為と意思を創造する方<sup>9)</sup>にかけて〔誓約します〕。

さもなくば、〔神の〕僕〔である人間〕は〔行為を〕獲得するのだと、また、ジャード・ブン・ディルハム<sup>10)</sup>は罪人だと私は主張するでしょう。ヒシャーム・ブン・アブド・アルマリク<sup>11)</sup>はイブン・ディルハムの血を合法に流したのであり、マルワーン・ブン・ムハンマド<sup>12)</sup>はイブン・ディルハムに従って道を踏み誤ったのだと言うでしょう。善いことであれ悪いことであれ、神の予定を信じるでしょう。「私に起こったことは不可避であり、私を避け〔て起こらなかつ〕たことは私に起こることなどない<sup>13)</sup>」と言うでしょう。出来事の予定が決まってしまうのであれば、私は何を指し、何に近づくというのかなどとは言わないでしょう。「行いなさい。そうすれば、誰でも自分が本来創られた目的が容易にされる<sup>14)</sup>」というハディースの伝承者たちをけなさないでしょう。至高なる方の言葉「これこそ、われらの許にある啓典の母に記されているもの。至高にして聡明なものである」〔クルアーン：43章4節〕の意味を解釈はしないでしょ。信じるものから離れるでしょう。出来事は新たに始まるものではない (al-amr ġayr unuf) と行って、〔最後の審判において〕神に目見えるでしょう。神にこそ成功と護りあり<sup>15)</sup>。

8) al-Qadariya. 校訂は al-Qadārī とするが、B写本 [f. 79b], D1写本 [f. 148a], D2写本 [f. 94b], F写本 [f. 104b], Sh写本 [f. 127a] に従い修正した。

9) カダル派は人間の自由意思を強調するが、当初彼らは人間が行為を「創造する」とは言わなかったようである [“Qadar,” EI1]。例えば、Dirār b. ‘Amr (ca. 110~200/728~815年) ——ムータズィラ派ともされるが——は、神は人間の行為を含めすべてを創造するが、行為を行うのは人間であり、人間がその責任を負うという考えをもっていたらしい [“Dirār b. ‘Amr,” EI2 (Supplement)]。

10) al-Ġa’d b. Dirham. ホラーサーンに生まれ、生涯の大半をダマスカスで過ごした。カダル派やムータズィラ派に近い考えをもっていたとされる。マルワーン・ブン・ムハンマドは彼を支持したが、時のカリフであるヒシャームの命でイブン・ディルハムは投獄され、124/742年または125/743年に処刑された [“Ibn Dirham,” EI2]。

11) Hišām b. ‘Abd al-Malik. ウマイヤ朝第10代カリフ。在位105~125/724~743年。

12) Marwān b. Muḥammad. ウマイヤ朝第14代カリフ。マルワーン2世。在位127~132/744~750年。

13) 「あなたに起こったことは不可避であり、あなたを避け〔て起こらなかつ〕たことはあなたに起こることなどない」というハディースの一節を踏まえた表現。この一節は、たとえば、*Abū Dāwūd*, v. 4: 225; *Ibn Māġa*, v. 1: 30に見える。

14) ハディースの一節。たとえば、『ハディース (ブハーリー)』4巻530頁に見える。

15) この一文はD1写本 [f. 148b] にのみ見えるものであり〔校訂：232頁注15〕、原本には記されていない可能性がある。

[txt. 233]

## 第4章 安全保障, 罪の埋葬, 休戦協定, 双務休戦協定, 休戦破棄

[txt. 234]

安全保障<sup>16)</sup>

安全保障は、発行者の権力の強さを示す最も強力な証拠である。[ms. 103a] なぜなら、それは恐れる者に、現在も未来も無二の安全を保障するからである。その用件はさまざまであり、意図するところは何であれ、共通して「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句の後に次のように書く。

これは、至高なる神からの安全保障であり、神の預言者にして我らが主、慈悲の預言者ムハンマド——神が彼に祝福と平安を与えんことを——からの安全保障であり、我らから〇・ブン・〇〇・〇〇——最もよく知られた名前と呼称<sup>17)</sup>が述べられる——に対し、その者自身、その一族、財産、すべての仲間や従者、その者に関わる大小さまざま、あらゆるすべてのことに関して〔発行された〕高貴なる<sup>18)</sup>安全保障である。それによって、最初から最後まで、現在も未来においても、もはや恐れや不安はない。それは、特定のことに全般にも関わる。それによって宛先である者自身も、その一族も、子供も、財も、すべての富も守られる。その者は、息子たち、一族、親戚縁者、奴隷たち、あらゆる従者、その者が所有する近いもの遠いものすべてを伴って伺候するように。それらとともに我らの許に来て、至高なる神の保護と庇護下にある我らの御前に参上するように。

神およびその使徒——神が彼に祝福と平安を与えんことを——の保護があるこの安全保障によって、以下のことが保障される。我らや我らの側にいる誰かが、その者に忌むべきことを及ぼすことや、害をなすことはない。また、その水場が塵芥で濁ることもない。その者に対しては、我らからの厚意があり、心と言葉の誠意がある。[txt. 235] その一族や従者たち (sirb) を守り、水を与える配慮があり、それによって、その者の心は安らぎ、慈雨のみを降らせる雲のように沸き立つ。

至高なる神とこの高貴なる安全保障を信頼して伺候するように。我らは彼の信頼が増すよう、この文言をはっきりと声に出して述べているのだから。その後には、不信が彼の心へ至る道筋を見つけることはない。この安全保障を知る全ての者のたどるべき道は、伺候している彼に対してこれを貴び、彼に関して知られている最良のやり方でこれを実行することであ

16) al-amānāt.

17) ta'rif. 呼称の具体例については、訳注(3)30頁を参照。

18) 「高貴なる」という形容詞は、Sh 写本 [f. 127b] にのみ見えるものであり [校訂: 234頁注11]、原本には記されていない可能性がある。

る。[ms. 103b] 彼と、彼ともいる全ての者と、彼がもつ全てのものが、十分に貴ばれ、意図と願望を完遂し、上記の高貴なる手〔による署名〕に信頼を置くように。

### 罪の埋葬<sup>19)</sup>

罪の埋葬は、安全保障よりも命綱 (sabab) として強力であり、「胸中の患い」[クルアーン：10章57節] を取り去るものであるが、〔文書としての〕序列は低い。それは、諸王の許でこれが発行されることが少なく、その手法が正道から遠く離れているからである。罪の埋葬は、遊牧アラブの間で頻繁におこなわれている。彼らのうちにいる罪人の心は、これなくして安らぐことはない。その手法は以下の通りである。

罪の埋葬をおこなう者の部族の有力者が集まり、罪を埋葬される者 (罪人) の信頼する男たちが立ち会う。〔罪人側の〕男が一人立ち上がりこう言う。「われわれは汝に某のために罪の埋葬を求める。彼は、汝を怒らせた原因〔となった罪〕を認めている」。それから、罰せられるべき彼の罪を残らず数え上げる。そして、埋葬をおこなう者はこの話者に対して、以上が罪を埋葬される者に復讐すべき罪の全てであると認める。[txt. 236] それから、手ずから地面に穴を掘り、このように言う。「この穴に、私は復讐すべき某の罪を投げ棄てた。私は彼のために、この穴にその罪を埋葬した」。それから、土を戻し、手ずから穴を埋める。

遊牧アラブの慣例では、このことは書面にはされず、むしろ双方の集団の有力者が立ち会うというやり方で満足している。流血や殺人があった時ですら、それらは赦され、それらとともに血の復讐の権利 (ātār al-ṭalā'ib) も消される。

諸王の許から〔文書が〕発行される場合は、「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句に続いて以下の通りに書かれる。

これは、〇〇が犯した罪の埋葬〔文書〕である。今後、その罪が語られることはなく、その罪ゆえに彼が訴えられることもなく、罰されることもない。スルターン=マリク・△△の高貴なる恩情——至高なる神が〔ms. 104a〕その恩情の美点と美德を倍増させんことを——が罪の埋葬を要求したのである。それは、〇〇の犯行や凶行ゆえに問われる明白な罪であった。しかし、埋葬という形でその過ちに対し高貴なる赦しが与えられ、その悪行をあまねき美德が覆ったのである。その罪とはしかじか——その罪が述べられる——である。

この埋葬に伴い、いかなる理由によっても、もはや〔彼が〕罰せられることはなく、憎しみは死に絶え、その上には土が撒きかけられた。また、その埋葬に伴い、憎しみゆえに何かを求める者には望みの物はもはや手に入らない。その憎しみを甦らせようとしても望みはない。〔ただし、〕地面が覆い隠した<sup>20)</sup>者 (憎しみ) でなければ、望め。[txt. 237] 我らの主人

19) al-dafn, dafn は通常「埋葬」を意味するが、ここでは遊牧アラブの慣習であった「罪の埋葬」、あるいはその慣習を踏まえて発行された「罪の埋葬文書」を指す言葉として用いられている。

20) 校訂テキストでは wārīt となっているが、D1写本 [f. 150a], Sh 写本 [f. 129a] およびベイ

にして我らの庇護者たる最も偉大なスルターン——彼のラカブと名前を述べる——は、その埋葬をサダカとして与え——神が彼のサダカを受け取らんことを——、その罪を赦し、その罪〔の処罰〕を諦めることによって望みを断った。その罪に関して求められるあらゆる権利を無効とし、その罪のうち、それによって彼が罪人とされた<sup>21)</sup>あらゆる罪を赦免し、足下に埋葬した。気高き知識からその罪を消し、すっかり忘れ去らせ、スルターンの保護の下ではその罪が語られることはない。至高なる神が自らの被造物を甦らせ、望む通りに権利を行使するときまで、神の安寧<sup>22)</sup>の下に、スルターンはその罪人を保護下に置く。この安全保障がある限り、誰も〔その罪人を〕追及することはなく、〔その罪人を罰することを〕期待する者は、誰もその結末を目にすることはない。この埋葬されたもの（罪）が掘り起こされることもないし、今もその後も、その痕跡は何一つ知られることはない。また、その罪に関して、耐え忍ぶ者の忍耐が恐れられることはない。その罪については、「存在しなかった物であるかのように、あるいは家を遠く離れている者や、墓に入っている者であるかのように見なせ」<sup>23)</sup>と言われるのみである。

高く、庇護者にして、スルターンである、マリク・△△——至高なる神が彼を高め、彼に栄誉を授け、彼によってあらゆる罪人のかつての行いを赦さんことを——の高貴なる命令により、その罪人のために以下のことについてこの文書が書かれるように命じられた。すなわち、その罪は赦され、穴を掘って埋葬された。その罪人は罪を犯したことの責めを受けなくなり、その罪は遊牧アラブのやり方で埋葬され、その罪を思い起こすことについては、あらゆる望みが断たれた。その罪は荒れ果てた墓の中で跡形もなく消え、闇夜に埋葬され、その場所は秘匿された。〔ms. 104b〕〔txt. 238〕この文書は、それを知った者やそれに関する情報が伝わった者、それを聞いた者、その影響が明らかかな者に対する明証である。この文書を知る全ての者のたどるべき道は、これらの出来事を忘れたことにして、地面の下にある委託物とみなし、そして復讐をさせずにおく<sup>24)</sup>我らの大らかさ (ḥilm) と、我らの寛き赦しが認められたこと以外は語らないことである。「神は過ぎ去ったことをお赦しになる」〔クルアーン：5章95節〕。

### 休戦協定<sup>25)</sup>

以下のことを知るように。休戦協定は王と王の間で〔取り交わされ〕、そのほとんどはイ

---

ルート版210頁注1, *Ṣubḥ* [v. 13: 353] に従い *wārat* と読んだ。この箇所では憎しみが擬人的に表現されている。

- 21) 校訂テキストには *kāna bi-hi sabab yustadnabu* とあるが、諸写本およびベイルート版210頁に従い *sabab* を除いて読んだ。校訂237頁注6を参照。
- 22) 校訂テキストでは *āmin* となっているが、諸写本およびベイルート版210頁に従い *amn* と読んだ。
- 23) ウマイヤ朝期の詩人 *Kuṭayyir 'Azza, Ġamil, 'Umar b. Abi Rabi'a* いずれかの詩の一節〔研究篇：239頁〕。
- 24) *yu'manu ma'a-hu al-talafu*。ここで使われている *talaf* という語は「復讐を遂げていない（流血）」を意味する [Hava: 61]。
- 25) *al-hudan*。

スラームの王から不信仰者の王へ向けたものであり、特定の時までのものである。その文書によって、両者のうちの一方は他方と、自らのことや、軍団、国土、臣民、自らの勢力下に入り、ともに移動する者について、それらに関して相手と設定した条件に沿って、あるいは無条件に、休戦協定を結ぶ。両者による条件の設定<sup>26)</sup>がある場合は、それは双務休戦協定 (muwāṣafa) である。至高なる神が望むならば後述するが、まずは以上のことを知るように。

休戦協定文書についていえば、その書式は、「慈悲あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句に続いて、以下の通りとなる。

これは、我らの庇護者たるスルターン=○○——神が彼の王権と<sup>27)</sup>支配を永劫のものとし、彼によってその時代に栄誉を与えんことを——が、マリク・△△・△△と休戦協定を結び、期限を定めた文書である。[txt. 239]

スルターンが赦すことを拒み、血煙の雲がひたすらに血の雨を降らせる中で、スルターンの許に王からの使者が頻々と訪れて書簡が絶え間なく届き、王は猶予を与えてくれるようにスルターンに望み、スルターンの槍が自分を避けてくれるように頼んだ。そこでスルターンは彼と休戦協定を結んだ。スルターン——神が彼の考えに正しき道を示さんことを——は、和解の方がよく、至高なる<sup>28)</sup>神の〔求める〕おこないの方がより益をもたらすと考えたのである。

彼は、この王——彼の名前を記す——と、王自身、王の一族、子供、子孫、国土全て、新たに獲得したものや古くからのもの全て、[ms. 105a] 王の持つ土地や財貨、諸財源や徴税区、軍団や兵団、群衆、〔以前からの〕住民や新参〔の住民〕といった王国の臣民、往来する人々について休戦協定を結んだ。その期間は、この所定の時刻からそれに続く何某の期間である。

彼ら不信仰者の慣例では、その期間を太陽暦で数える。そこで、太陰暦に直したもので〔文書を〕作成し、休戦協定で定めた太陽暦〔で示された期間〕に合致するような年数・月数・日数・時間を述べる。

休戦協定において、このマリク・△△は、ムスリムの国庫へ、信徒の長への協力者である我らが庇護者たるスルターン=○○の手許へ、この期間、しかじか——条件〔づけられた額〕を述べ、文書に記す——を届ける。

26) 「条件の設定」(al-taqrīr) の語は、B写本 [f. 81a] とD1写本 [f. 151a] では欠落している。特にB写本では、「両者による条件の設定がある場合は、」から「以上のことを知るように」までが欠落している。

27) 「彼の王権と」(muluka-hu wa-) が書かれているのは、S1写本 [f. 159a] のみ。

28) 「至高なる」(ta'ālā) とあるのはB写本 [f. 81b] のみ。



次いで、以下のように記す。

この王は、自分の財から、また自らが〔徴収〕すべき税<sup>29)</sup>である自国の民の人頭税 (gizya) と徴税区からの地稅 (harāg) より、休戦協定〔に定めた額の支払い〕を実行する。〔txt. 240〕その際、王は、徴収する税——取り分 (qisṭ) を述べる——を、さらに厳しく徴税したり、争って手に入れる必要のないようにする。

以下を条件とする。我らの庇護者たるスルターンは、この王に対し戦争の害を与えたり、朝も晩も彼を苦しめる騎馬部隊を動かしたりすることはない。スルターンは王の国から〔徴収するために〕自分の兵団や軍団の各部隊および従者たちに集合をかけ、〔集まるのが〕遅い者からも早い者からも王の安全を保障する。スルターンはこの王の国土に対して、国との境に圧力をかけたり、援軍 (amdād) を率いて押し寄せたりすることはない。そしてこの王の国およびそこに隣接する彼の王国 (mamlaka) の残余——それはこれこれである、と述べられる——から略奪を手控える。スルターンは襲撃をやめ、害を与えるのをやめる。

定められている二つの文言<sup>30)</sup>によって信仰告白を行い、イスラームの宗教に入信したのではない限り、この王の臣民でこちらに移ってきた者は返す。この王の貿易商たち (ǧallāba) と商人たち、仕事の必要によって〔ms. 105b〕この王の国からイスラームの地に出入りする者たちの安全を保障する。彼らの生命にも財産にも害悪は及ばない。もし強盗ども<sup>31)</sup>が彼らの財産を奪ったり、彼らのうち誰か一人でも殺害したりしたならば、スルターンは、件の強盗に正義をなすよう命じ、件の罪人に被害者の権利を回復するよう命じる。

王にもイスラームの地から彼の土地に入ってくる者について上記と同様のことが課せられる。ただし彼自身も、また彼の国の民の誰一人も、助けを求めてきたムスリム (muslim mutanaṣṣir) を匿ってはならず、彼らのうちの盲目の徒にも視力優れた者にもそれを許してはならない。〔txt. 241〕

王は、我らが庇護者、スルターン=○○の書簡や、彼のナイーブもしくは近臣の書簡が到着した時は常に、先延ばしも遅滞もなく、投げ出したり無視したりすることもなく、即座に速やかに従い、行動する。

29) bi-maǧābi-hi. ベイルート版212頁では、maǧābiではなく、同じく「税」の意味をもつ ǧibāya と校訂されているが、校訂239頁注20にある通り、Ṣubḥ [v. 14 : 18] によるものである。写本では、D1写本 [f. 152a], D2写本 [f. 97a], Sh 写本 [f. 130b] を除くと弁別点が欠けているが、参照した全ての写本で ǧim の前に mim がある。

30) al-kalimatāni. イスラームの信仰告白において発言される「アッラーのほかには神なし」「ムハンマドは神の使徒である」の二つの文言を指す。

31) mutaḥarrima. 研究篇では mutaḥrima と読んで、その名が略奪や恐怖と関連していることから、マムルーク朝期の裏社会に属する一団と思われると説明されている。この解説の参考資料として挙げられているイブン・ダワーダーリー『真珠の宝と最良の事物の蒐集』(Kanz) の当該箇所は、校訂者が「諸門は閉ざされ、al-mutaḥarrimūn による恐怖と略奪が予想された」とV形能動分詞をあてており、本文後述箇所と照合してもこの読みが妥当と考える。語義は「禁忌として守られる者」であるが、文脈により「強盗」と訳した〔研究篇 : 239 頁; Kanz, v. 8: 12〕。

また王には以下が課せられる。王は、遠近の不信仰者のためにイスラームの地に対する間諜にならない。我らが庇護者、スルターン=○○に対して、タタール<sup>32)</sup>をはじめとする敵たちと協同しない。自らに課せられている辞を低くしつづけるといふ責務を果たし、歯舌が〔具体的に〕語らないことも行う。

王には以下が課せられる。自分が知り得た敵たちの新しい情報を、彼らが仮に同じ宗教の徒であったとしても知らせ、彼らの悪しき意図について注意を喚起し、彼らの現況について耳に入った情報を知らせる。

これが休戦協定文書である。この休戦協定文書により、以下の限りにおいて定められた期日までの和平が成立した。王は、条件を遵守し、義務を果たし、課された範囲の内にとどまり、協定遵守に向けて努力する。また、王は協定に基づいて忠実に履行し、協定に対する自身の良心を乱されぬよう保つ。

この定められた休戦協定については、王が求め、我らの庇護者たるスルターンが、書き留められた条件の上でそれに応じた。それについて両王国から臨場した者たちが証人となった。〔ms. 106a〕この記録された休戦協定の内容は以上である。神にこそ成功あり。

アラブ暦（ヒジュラ暦）とシリア暦によって日付が記される。〔txt. 242〕

### 双務休戦協定<sup>33)</sup>

先に述べた通り、双務休戦協定は、二人の王の間で、両者による条件の設定に基づいて定められるものである。その書式は、「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句に続いて、以下の通りである。

これは、スルターン=○○とスルターン=△△の間で定められた休戦協定文書である。両者はそれぞれ他方に対して、義務の履行を条件として休戦協定を結び、その期限を定めた。それは、全体の公益が要求したためであり、また強欲を生み出す諸要素（*mawādd al-āmāl al-ṭāmi'a*）が断ち切られたためである。両者の中で休戦協定を結ぶ理由が明確になり、両者の許でその門が開かれた。両者には以下のことが課せられる。期日に達するまでその条項を履行し、〔休戦〕期間の最後まで講和の綱を渡し遂げる旨を神に誓約する。両者は休戦協定のための期限を定めた。〔それは〕日付を記した時刻から始まり、何某という期間——先述したやり方で述べられる——の終わりまでである。

以下のことを条件とする。両者はそれぞれ、自身と相手方（*ṣāḥib-hu*）との間で戦いの剣を鞘に収め、射かけていた矢を収納し、振るっていた槍を縛り、猛り狂った軍馬（*ḥayl muḡīra*）を馬小屋に繋ぎ留めておく。

32) *al-Tatār*. 「タタール」とはモンゴル全般を指す語であるが、ここではイル・ハーン朝を指していると考えられる。訳注（3）28頁も参照せよ。

33) *al-muwāṣafāt*.

スルターン=○○の国土は何某と何某であり、スルターン=△△の国土は何某と何某である。各々の王国の境域、辺境、港、村落 (rustāq)、地域 (ġiha) や地区 ('amal) は陸も海も、平地も山地も、遠いところも近いところも〔全て〕、またそこにいる先述の王や彼の子女たち、一族、財貨、兵団、軍団、近臣やそれ以外の家臣、種類を問わず、一人であるか〔ms. 106b〕集団であるかを問わず、遊牧民と定住民、居住者と旅人といった彼の臣民、商人〔txt. 243〕や使節 (sifāra)、その他〔王国を〕往来するあらゆる人々も皆〔この休戦協定の対象となる〕。

以下のことを条件とする。○○にはこれこれ、△△にはしかじか——しかるべく財貨や土地、戦闘における援助などが定められる——が課せられる。〔一方は〕相手方のためにそれを実行し、相手方の定められた権利である、自身の義務を遂行する。また、両者には適法にして適正な休戦協定として、以下のことが課せられる。両者は、その合意事項 (mawāṭiq) を確実に履行し、誓約を守り、相手方への信頼の綱を握りしめる。

両者はその休戦協定文書を声に出して読み、互いに〔その内容〕と、両者の間で検証され尽くした双務休戦協定の内容の正しさについて認証し合った。両者はその内容について神にかけて証言し、義務 (dayn) 〔の履行〕を互いに約束した。そして、双方それぞれの立場で臨席した者が、この休戦協定文書と、そこに含まれる双務休戦協定〔の内容〕に対して証言した。なお、この双務休戦協定は、収穫分割<sup>34)</sup>の方法 (ḥukm) に基づいて両者の間で取り決められた。両者はそこに頑迷さ (ġimāḥ) を和らげ、貪欲な視線 (ṭarf al-ṭimāḥ) を抑えるものがあると考えた。

この両者の双方には、隣接する地方 (bilād) や臣民に対する保護の義務や、彼らの訴訟についてシャリーアに則って処理する義務が課される。また一方の王国からもう一方の王国に移動した者は、元の王国に戻され、一方から不法に獲得された物は返還されなければならない。

これによって証言は終了し、列席者 (masāmi') と、証人の前で読み上げられる。

### 休戦破棄<sup>35)</sup>

これには、休戦破棄通告と休戦破棄合意の2種類がある。

34) munāṣafa. 休戦協定の付帯条項の一つで、特定地域の収穫量を農民の取り分を引いた後に協定の両当事者が折半するという取り決めを指す〔中村妙子 2000: 232-245頁〕。12世紀前半にシリア諸都市と十字軍との間で結ばれた協定が嚆矢とされ、13世紀後半になると単なる収穫の分割だけでなく、「行政機能の一部を共有する地域」を指すようになったという〔Holt 1986: 157, 224〕。さらに、Holt は、マムルーク朝スルターン=バイバルスと十字軍との間で締結された休戦協定文書の内容に基づき、この語に「共同主権」(condominium) という訳語を当てている〔Holt 1995: 34-38〕。しかし、本文中では行政機能や徴税権の共有等、「共同主権」を連想させるような事項に言及されていないため、訳としてはこの語が持つ本来の意味に近い「収穫分割」を採用した。

35) al-mufāṣahāt.

## 休戦破棄通告<sup>36)</sup>

休戦破棄通告は、両陣営が合意に至った誓約に対する違反によって、その片方のうちから起きるものである。これは、たいてい使者の口頭によって述べられるのみである。[txt. 244]

我がおじサーヒブ・シャラフ・アッディーン・アブー・ムハンマド・アブド・アルワッハーブ<sup>37)</sup>——神が彼に慈悲をかけんことを——は、イスラーム軍がマラトヤ (Malatya) に進軍した年 [ms. 107a], すなわち714年<sup>38)</sup>に、スイスの占領者タクフル<sup>39)</sup>に対して、休戦破棄通告文書を作成した。これによって彼に対する貢納〔の賦課〕が増えたのであった。

これについて私が言えることと言えば、もしこれを作成するならば、「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句の後に以下のように書く。

これは〇〇が、それについて至高なる神に正しき導きを求めたものである。すなわち、彼に対して裏切り者の裏切りを明らかにした導きを、また外面が真実に見せかけていたものとともにあった、内面に秘した秘密を明らかにした導きを。この導きによって、△△に対して、両者の間に結ばれていた、本来はこれこれの時を期限としてその期間が終結する休戦協定を〔その期限前に〕破棄する。この導きは、鋭い切れ味の剣を〔以前の戦いの〕血から浄めて準備完了の状態におく。これは、協定を破棄すべき理由 (mūgiba) が相手側から生じたことが明らかになり、お互いを縛る相互契約 (mu'āqada) を解除すべき理由——その理由について、これこれと言及され、数え上げられる——が明らかになったときのことである。そのそれぞれが、相手に対する保護 (dimma) の停止、遵守されるべき聖なる誓約の破棄、休戦協定の原則の破壊、握られていた手綱の放棄を必須とする。警告として書き、注意として提出するが、この休戦破棄通告が必須であると証言し、この休戦協定という縫い目を解くことを裁定すると証言する<sup>40)</sup>ことは、これまでの日々がそれを証言し、イスラームに運命づけられた勝利が〔敵対する〕彼に対してその裁きを行うこと〔と同然で〕ある。

この休戦破棄通告文書は〇〇から△△に対して作成された。△△の誓約は実行されること

36) al-fash.

37) al-Ṣāhib Ṣaraf al-Dīn Abū Muḥammad 'Abd al-Wahhāb. 623/1226年生まれ、717/1317年没。ウマリーの祖父ファドル・アッラーの長男であり、692/1293年より711/1311年までカイロで秘書長に任じられ、その後は717/1317年までダマスカスの秘書長の任にあった [研究篇：23-24頁]。

38) 714年11月28日/1315年3月13日に遠征軍派遣の命令が発せられ、カイロから出発した遠征軍は2ヶ月足らずでマラトヤに到達し、715年1月23日/1315年5月7日に同地を征服した [Kanz, v. 9: 284-285]。

39) Takfūr. スイスはキリキアに存在したアルメニア王国の首都。その王はタクフルという称号を帯びたという。訳注(2)：85頁および注205を参照。

40) yaShadu. 証言者を、この文書を発給した〇〇ととるか、相手方の誤った行為ととるかによって若干のニュアンスが異なるが大意は変わらない。

なく、〇〇に対して△△の矢は射られ<sup>41)</sup>、△△の約定は終了してしまった。しばらくの間は彼に対して忍耐をもって協調し、ある期間は彼の所業が病んでいるのを治療しようとしたが、治療の甲斐が全くなかったそののちに〔ついにこの文書は作成されたのである〕。〔txt. 245〕「神は神を助ける者を助ける」〔クルアーン：22章40節〕。また、神を守る者を、欺瞞の悪より守る。

〇〇は、この文書を証人の前で読み上げるよう命じる。宣告がなされなかったという事態を避けて、その内容をかの国に伝えるために〔ms. 107b〕。またこの裏切り者に対して、その裏切りに言及することなく〔我が軍の〕旗が立てられるという事態を避けるために。それが言及される時には「この旗は△△・ブン・△△の裏切りによる」と〔されるべきである〕。

#### 休戦破棄合意<sup>42)</sup>

これは、両陣営からのものである。これに関して書かれる書式は以下のようなものである。

これは、〇〇と△△が選択した、両者の間に結ばれていたこれこれを期限とする休戦協定の破棄である。両者はこの協定が打ち立てたことを破棄し、それが示すところを取り消し、承認された契約、確認された誓約を破ることを選択した。両者の間で、消されていた戦の火をつけ、免れていたその動乱を引き起こすことを共に合意することになった。両者ともが同じようにこれを放棄する。それは、相手が持っていた軛 (ribqa) を外し、剣によって決着をつけること、神の予定と決定に委ねて相手に死を飲ませることに合意し、両者のそれぞれがこれに関して自らの陣営に利益があると信じてのことである。以上については、両者は神とその被造物、すなわち今この場において〔このことを〕見聞きしている者を証人とした。それはこれこれの日付に行われた。神は成功を授ける者にして、正道への導き手である<sup>43)</sup>。

〔txt. 246〕

#### 第5章 各州の領域と、そこに付随する都市、城塞、村落

〔txt. 247〕

各州 (mamlaka) の領域 (niṭāq) については、イスラーム王国<sup>44)</sup>のこと、書記たちが筆を走らせていることを述べるとしよう。まずカイロから始めるが、そこは今日、諸王国の母にして諸国の中心 (ḥaḍira) である。我々の時代において、そこはカリフの居所であり、王座であり、ウラマー——神が彼らに満足せんことを<sup>45)</sup>——の源泉であり、荷物が降ろされる

41) 「不可逆の行為を行った」という意味であろう。

42) al-mufāsaḥa.

43) 「神は成功を…導き手である」の一文は、B写本 [f. 83b] とD1写本 [f. 155b] のみにみえる。

44) Mamlakat al-Islām. マムルーク朝のことを指す。

45) この祈願文は、B写本 [f. 83b] のみにみえる。

場所であり、東西、遠近を問わず、あらゆる地域を従えている。ただしヒンドは除く。そこは遠く隔たったところで、我々の許にはそこに関する賞賛すべき情報が届いており、そこに關して我々は耳慣れない話を聞いている。[ms. 108a] 我々は、カイロから始めてすべての領域を順に述べることもできるが、カイロだけはエジプト地方の境界の中に含まれる地域とともに述べる。その後我々は、各州の母〔である都市〕から始めて、その領域を順に述べ、それから州全体に關すること、そしてその海へと注ぐ河口 (maṣabb tilka al-ḥuluḡ) について述べよう。

エジプトは四つの境界に囲まれている。南の境界は紅海 (al-Qulzum) の海岸で、ハダーリバ地方<sup>46)</sup>に接するアイザーブ<sup>47)</sup>のあるあたりから、ナイル川が流れ出す滝の向こう側のヌビア地方 (Bilād al-Nūba) に属するルーム<sup>48)</sup>、かの鉦山<sup>49)</sup>、エチオピアの砂漠へと至っている。

東の境界は紅海へと至っている。紅海 (Baḥr al-Qulzum) とナイル川の間的大部分は、砂地や岩場、山地である。この境界の海岸部は「アジャムの地<sup>50)</sup>」と呼ばれている。この境界は、スエズ (al-Suwis)、神がファラオを沈めたビルカト・アルグルンドゥル<sup>51)</sup>の東から伸びており、イスラエルの民の荒野<sup>52)</sup>を通り、シリアの辺境へと至っている。[txt. 248]

北の境界についていえば、エジプトの人々はそれを海側 (baḥrī) 〔の境界〕と呼ぶが、それはザーカ<sup>53)</sup>とラファフ<sup>54)</sup>の間で、2本の木があったところである。今日でも、その2本の

46) Bilād al-Ḥadāribā. ナイル川と紅海に挟まれた地域において、キナー (Qinā) とクサイル (Qusayr) を結ぶ道からエリトリア・スーダンの国境付近にかけての地域に、ベジャ (Beǧa) という遊牧部族が住んでいたが、そのうち北部の有力部族をハダーリバと言った [研究篇：240-241頁]。

47) ‘Aydāb. 紅海西岸に存在した港市。ポートスーダンの約350km 北方に位置する。11世紀中葉から13世紀中葉の200年間にわたって紅海交易路の要衝として繁栄したが、政治状況の変化や他の港市の勃興にともない衰退し、14世紀末には国際交易港としての役割を終えた [家島彦一2006：361-365, 390-391頁]。

48) al-Rūm. スビアのキリスト教徒のことを指していると思われる [研究篇：241頁]。なお、一部の写本 (L, Ld [f. 71a], S1 [f. 164a], S2 [f. 139b]) では「ドゥーム (al-Dūm)」となっている。

49) ḡibāl al-ma’din. エジプト南部のベジャ地方にある城塞都市アッラーキー (‘Allāqī) には有名な金鉦山があった [Hartmann 1916: 14; ‘al-‘Allāqī, *Buldān*]。

50) Barr al-‘Aǧam. アデン湾に面したソマリア北部の海岸地方は、アラブ人から「非アラブ」を意味するアジャムという語を付してこのように呼ばれていた [家島彦一2006：334頁]。ただしウマリイの記述では、通常の用法とは異なり、紅海西岸南部を指しているようである。

51) Birkat al-Gurundul. スエズ湾は当時このように呼ばれていた [*Ṣubḥ*, v. 3: 240; *Taqwīm*: 25]。「神がファラオを沈めた」とは、モーセがイスラエルの民を率いてエジプトから逃れエジプト軍に追われた際、イスラエルの民が海を渡る時には海水が左右に分かれ、海の中を歩いて渡ることができたのに対し、エジプト軍が追うときには海の水が元通りになり、全軍が海中に溺れた、とされていることを指す [クルアーン：2章50節, 10章90節, 28章40節；聖書：出エジプト記14章19-31節]。

52) Tih Banī Isrā’īl. シナイ半島の荒野。モーセとイスラエルの民が出エジプト後にさまよったとされる [研究篇：241頁]。

53) al-Za’qa. Muḥammad Ramzīによれば、al-Za’qā. シナイ半島のアリーシュ (al-‘Ariš) とラファフ (Rafah) の間で、駅通の中継地があったという [*Ramzī*, pt. 1: 66; 研究篇：241頁]。

54) Rafah. シナイ半島北部、アリーシュの東方45km に位置し、古代より知られる [*Ramzī*, pt. 2, v. 4: 263; 研究篇：242頁]。

木の跡は消えていない。そこには〔今では〕1本の木があり、人々がそれに布切れを結わえ、「これらは砂漠 (raml) の鍵だ」と言う場所になっている。ザーカ付近には、地中海 (al-Baḥr al-Šāmī) から隔てられて砂丘があるからである。現在はハッルーバ<sup>55)</sup>、かつてはウツシュ (al-'Ušš?) として知られる場所に木々があるが、そこには給水場 (ḥān sabil) が建てられ、揚水車が動いていて、そこから貯水槽へと水が流れ、道行く人も住人もその恩恵を受けている。〔ms. 108b〕さて、それらの木々は、大きくなってはいるが、地方の区分がなされた頃よりも後の時代の若いものであり、伝えられた場所にはない。次いでこの境界は、地中海の岸沿いにのびている。

西の境界についていえば、その居住域の端はアレクサンドリアの市域 (ma'mūr) であり、さらにルユーナ<sup>56)</sup>をへて、ウマイディーン<sup>57)</sup>、アカバ<sup>58)</sup>へと伸びており、それがエジプトの境界の端である。次いでこの境界は、ワーハート (al-Waḥāt) から、上エジプト (al-Ša'īd) へ向かい、南の境界に至る。

いまや境域について述べるときである。我々は、エジプトには上エジプト (al-Qibli) と下エジプト (al-Baḥri) の二つの方面 (waḡh) があると言う。上エジプトは、〔下エジプトよりも〕大きく、〔南北に〕広く、豊かである。〔上エジプトにはまず〕ギザ (al-Ġiza) があり、それはナイル川の西にあって、カイロに最も近い。またその南側の向かい、ナイル川の東にアトフィーフ (Atfiḥ) 地方 (bilād) があり、ハバシュ湖 (Birkat al-Ḥabaš) とワズィール庭園 (Basātin al-Wazīr) でカイロ近郊 (barr al-Qāhira) と接する。

次いでギザはその近郊でバフナサー (al-Bahnasā) 地方に接し、〔txt. 249〕バフナサーは、その西側でファイユーム地方に接するが、両地方の間を砂漠が区切っている。ファイユームの湖<sup>59)</sup>は常に水があり、その水は、ダマスカスでと同様に、分水場 (maqsim) で配分される。人々は、カブダ<sup>60)</sup>による水の配分方法しか知らない。

55) al-Ḥarrūba. ザーカと同じく、シナイ半島のアリーシュとラファフの間で、駅通の中継地があった [Ramzī, pt. 1: 53; 研究篇: 242頁]。

56) al-Luyūna? アレクサンドリアの郊外 (ḡawāḥi) にあるとされるが [Ramzī, pt. 1: 105; 研究篇: 242頁]、詳しい位置は不明。

57) al-'Umaydīn? 不明。なお、F写本 [f. 111a] とLd写本 [f. 71b] では al-'m-y-d, S2写本 [f. 140a] では al-'m-d-y-n と綴られている。

58) al-'Aqaba. 校訂者は、Ramzīを引いて、これを紅海の港町 'Aqabat Ayla に比定するが [研究篇: 242頁]、文脈からして、この比定は妥当ではない。カルカシャンディーのいう 'Aqabat Barqa を指すと考えられる [Šubḥ, v. 3: 232, v. 7: 376]。ただし、カルカシャンディーは、'Aqabat Barqa を現リビアのトリポリとバルカ (Barqa) の間にあつたとするが、Georgette Cornu によれば、それよりも東、バルカとアレクサンドリアの間に al-'Aqaba という地名があつたという [Cornu 1985: 121 (carte XIII: D1)]。ここでウマリーのいうアカバは、後者であつた蓋然性が高いと思われる。

59) baḥr-hu. カールーン湖 (Birkat Qārūn) を指す。このあとに続くファイユームの水利の説明については、佐藤次高 1986、特に341-346頁を参照のこと。

60) 校訂テキストでは qaṣabāt となっているが、佐藤次高 1986 [343-344頁] およびB写本 [f. 84a], S1写本 [f. 165a] に従って、qabaḡāt と読む。ただし、「カブダ (qabḡa) は、一般に『ひとにぎり』、あるいは『ひとにぎりの長さ』を表わすが、水を配分する場合の具体的な計算方法は不明である」 [佐藤次高 1986: 344頁]。

次いでバフナサーは、タハーウィーヤ (al-Ṭahāwīya) を含むウシュムーン<sup>61)</sup>に接し、それに接してマンファルト (Manfalūt) 地方がある。マンファルト地方に接してはアスユート (Asyūt) 地方があり、アスユート地方にはイフミーム (Iḥmīm) 地方が接している。イフミームはナイル川の東にあり、その集落跡 (dimna) は、人口に膾炙した格言にされている地方の有名な古代エジプト神殿 (barba) に近い。イフミーム〔の町〕はナイル川の東にあるが、それに属する地方、耕地はすべて西側にある。

次いでイフミーム地方に接してコース (Qūs) 地方がある。[ms. 109a] コース〔の町〕もナイル川の東にあり、そこは殷賑の地であり、農耕の場がある。その向かい、ナイル川の西には、ガルブ・カムラー (Ġarb Qamūlā) として知られる地方があるが、それはコースに付随し、その一地方である。次いでアスワン (Aswān) があり、それはコースに属する地区 ('amal) で、そのワーリーはコースのワーリーの副官である。そしてコースとアスワンの間からアイザーブ砂漠へ出てアイザーブに至る。アイザーブは、海 (紅海) に面した村である。そこからジッダ (Ġudda) に渡る。ジッダにはコースから〔派遣された〕兵団がいる。ジッダのワーリーは、スルターンによって任命されるが、コースのワーリーの副官である。[txt. 250] コースのワーリーは、エジプトのワーリーたちの中で最も偉大で、最も栄光に満ちている。

以上が上エジプトのすべてであるが、それは下流域と上流域の二つに分けられる。下流域は、ウシュムーンより下流、カイロまでの全域である。上流域は、ウシュムーンより上流、アスワンまでの全域である。農作業 (zar'-hu wa raf-hu)、力仕事 (ġalb qūwatihi)、牧畜 (ḥalb ḍar'i-hi) のほとんどはナイル川の西で行われており、ナイル川の東で見られることはわずかである。ナイル川東岸は従うのであり、従われる方ではない。

下エジプトについていえば、それはギザより下流で、ディムヤート<sup>62)</sup>とラシード<sup>63)</sup>にある、地中海へ注ぐナイル川の河口までの全域である。そこは上エジプトよりも〔東西に〕広く、エジプト最大の都市であるアレクサンドリアがある。ナイル川の東、カイロ近郊においてカイロに続くところについていえば、最もカイロに近いのは、郊外地域 (al-Dawāḥi) で、カイロのワーリーの管轄下にある村々である。次いでカルユーブ (Qalyūb)〔地方〕がある。次いでシャルキーヤ (al-Šarqīya) があり、その首邑はビルバイス (Bilbays) である。

この方面 (下エジプト) で分かれているナイル川の2本の支流の内、〔東側の〕支流<sup>64)</sup>の

61) al-Ušmūnayn. Heinz Halm によれば、マムルーク朝時代後半期の初め (14世紀末)、この地方は、その北部の町タハー・アルマディーナ (Ṭahā al-Madīna) にちなんで、「ウシュムーンとタハーウィーヤ地方」と呼ばれていたが、その後15世紀後期にタハーの町はバフナサー地方に組み入れられたという [Halm 1979-82: 103]。

62) Dimyāṭ (Dumyāṭ). ナイル川デルタ東部の港市。訳注 (3) 24頁注28を参照。ダミエッタ (Damietta)。

63) Rašīd. ナイル川の西側の支流の河口、地中海沿岸に位置する、ロゼッタ・ストーンが発見されたことで有名な港市。ロゼッタ (Rosetta)。

64) ここでは、ナイル川の大きな二つの支流のうち、ディムヤートで地中海に注ぐ支流を指す。



西岸について言うと、ギザに最も近いのは、まずジャズイーラト・バニー・ナスル (Ġazīrat Banī Naṣr) であり、次いでマヌーフ (Manūf) であるが、その両者で一つの地区であり、〔地区の〕名称はマヌーフである。〔ms. 109b〕マヌーフはモーセのいたファラオ時代にエジプト最大の都市であった。次にアブヤール (Abyār) があるが、ここもまたマヌーフ地区に属する。またマヌーフの正しい名称はマンフ<sup>65)</sup>である。次いで、マヌーフと接するのはガルビーヤ (al-Ġarbiya) 地方であり、その首邑はマハツラト・アルマルフーム<sup>66)</sup>である。ここはクースと同様に、栄えている広大な地区である。次いでその地区と接するのはウシュムーム (Ušmūm) である。そこはザクロ (rummān) が多いという理由で、ウシュムーム・アッルンマーン (Ušmūm al-Rummān) として知られ、ダカフリーヤ＝ムルターヒーヤ (al-Daqahliya wa al-Murtāhiya) 地方に当たる。〔txt. 251〕

次にそこに接しているのがディムヤート——神がそこを守護せんことを——である。そこは境域の一つであり、長い年月を経て宿願の奪還がなされた場所である。そこにはナイル川の二つの河口の一つがある。

続いて、2番目の支流<sup>67)</sup>の西岸についてであるが、ギザの最も近くにあるのはブハイラ (al-Buḥayra) 地方であり、その首邑はダマンフル・アルワフシュ<sup>68)</sup>である。この地方には荒地があり、遊牧アラブの集団がいる。また、ここにはナトロン湖<sup>69)</sup>がある。そこから採れるほどの量のナトロンが〔これほど〕狭い場所から採れるということは、この世では知られていない。そこは、およそ100ファッダーン<sup>70)</sup>〔の広さ〕であり、10万ディーナール分ほど〔のナトロンを〕産出するのである。

次にブハイラ地方に接するのは、〔異教の地に〕対するイスラームの境域<sup>71)</sup>であり緑の王

65) Manf. 一般にマンフはアラビア語でメンフィスを指すが、カルカシャンディーが指摘するように、マヌーフはメンフィスよりもかなり北方の別の地名である [バイルート版：223頁注1；*Ṣubḥ*, v. 3: 398, 405]。すなわちここでウマリーはマヌーフとマンフを混同しているが、同様の誤解は当時多く生じていた。

66) Maḥallat al-Marḥūm. ガルビーヤ地方の地名。ただし、同地方の首邑は、マハツラト・アルマルフームの北東30kmに位置するマハツラ・クブラー (al-Maḥalla al-Kubrā) とするのが普通である [バイルート版：223頁注2；*Ṣubḥ*, v. 3: 406]。この地名についても、ウマリーの記述に混乱がみられるようである。

67) ここでは、ナイル川の大きな二つの支流のうち、ラシードで地中海に注ぐ支流を指す。

68) Damanhūr al-Waḥš. ナイル川ラシード支流の西に位置する都市。単にダマンフルとも呼ばれるが、古くはイブン・マンマーティーが「荒れ果てたダマンフル」を意味するこの名で呼んでいる。現在に至るまでアレクサンドリアとカイロの間に位置する交通の要衝 [“Damanhūr,” EI2]。

69) Birkat al-Naṭrūn. ナトロン (naṭrūn) は主に炭酸ナトリウムと炭酸水素ナトリウムからなる天然の鉱物で、ナイル川水系などナトリウムを含有する湖から産出する。古来よりエジプトでは、ミイラの材料や陶器の施釉のために用いられた。その希少性により、取引においても高値で取引された [“Naṭrūn,” EI2; 研究篇：245頁]。

70) faddān. 土地の面積を表す単位。カルカシャンディーによると1ファッダーンは400平方カサバ (qaṣaba. 長さの単位, 1カサバは399cm), すなわち6,368m<sup>2</sup>である [“Misāḥa,” EI2; Hinz 1970: 63, 65]。

71) taḡr al-Islām al-muftarr. taḡr という語には、「境域」の他に「前歯」の意味もある。後者の意味で取ると, farra の VIII 形である iftarra と合わせて「歯を見せて笑う」となり [Lane: 2355], 「異教の地へ歯を向ける」といったニュアンスを表す掛詞のような表現になっている。

の禁域<sup>72)</sup>であるアレクサンドリアの街——至高なる神がそこを保護し、護らんことを——である。そこは、いずれの地区にも含まれておらず、そこに付随する村が多くはない街である。以上が、下エジプトのすべてである。

注目すべき場所に残っているのは、カトヤー<sup>73)</sup>のみである。それは、砂漠の中の村であり、諸税 (mūgibāt) の徴収と通行路の保護が定められている。その村の任務 (amr) は重要である。そこでは、[エジプトに] 出入りするすべての者が調べられる。

ワーハート<sup>74)</sup>について言うと、それは彼ら<sup>75)</sup>のアミールたちのイクターとなっており、ここではそのアミールたちが、各イクター保有者をそのイクターに任じる。ワーハートにおける収入 (muḡall) は、[ms. 110a] 辺鄙な砂漠、遠隔の荒野に孤立しているがゆえに、その他のエジプト地方と同様の収入を得られないことに対する補償 (muṣālaḥa) のようなもの [としてイクター保有者に与えられる]。

以上が上下エジプトを含むカイロ [州の] 領域のすべてである。神にこそ成功あり。

72) 緑の王 (al-Malik al-Muḡdarr) とは、アラビア語で「緑の人」と訳される「ヒドル (al-Hidr または al-Ḥadir)」にまつわる表現だと考えられる。ヒドルは『クルアーン』の「洞窟章」に登場するモーセの旅の同行者と解釈される伝説上の人物で、聖者として崇敬の対象ともなる。アレクサンドリアとの直接の関係は不明であるが、ヒドルはアレクサンドロスと同一視される存在でもあり、また海や泉の守護者としても認識されてきた [Hasluck 1929, v.1: 319; “al-Khaḍir (al-Khidr),” EI2]。

73) Qaṭyā. シナイ半島北西部、スエズ運河沿いのカンタラ・シャルキーヤ (al-Qanṭara al-Šarqiya) から直線距離で北東約45kmに位置していた村。かつてはエジプトとシリアを結ぶ街道の関所が置かれていたが、20世紀前半には荒廃していた [研究篇: 245頁; *Ramzi*, pt. 1: 350–351]。現代の地図では、カンタラから国道沿いにアリーシュ方面へ40km余り進んだ地点で、国道から4–5 km南側にビール・カーティヤ (Bīr Qāṭiya) という地名がみえる。

74) al-Wāḥāt. ナイル川西方の砂漠にオアシスが点在する地域。同地は他の地域とは異なり、中央政府から任命されたワーリーが統治するのではなく、その地をイクターとして保有するムクターの支配下に置かれていた [*Masālik/Sayyid*: 100]。

75) 「彼ら」が指示する語は本文中にみられない。文脈から判断すると、ワーハートの住民、とくに遊牧アラブを指していると考えられる。エジプトの遊牧アラブと彼らのアミールたちについては、訳注 (3) 41–42頁を参照せよ。

## 参考文献および略称

## 『高貴なる用語の解説』 活字本

al-'Umarī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. Yaḥyā b. Faḍl Allāh. *al-Ta'rif bi-al-muštalaḥ al-šarif*. (『高貴なる用語』)

校訂 : *al-Ta'rif bi-al-muštalaḥ al-šarif l-Ibn Faḍl Allāh al-'Umarī*. (Vol. 2 of *A Critical Edition of and Study on Ibn Faḍl Allāh's Manual of Secretaryship "al-Ta'rif bi'l-muštalaḥ al-šarif"*) Ed. Samir al-Droubi. al-Karak: Mu'ta University, 1992.

ペイルート版 : *al-Ta'rif bi-al-muštalaḥ al-šarif*. Ed. Muḥammad Ḥusayn Šams al-Dīn. Bayrūt: Dār al-Kutub al-'Ilmiya, 1988.

## 『高貴なる用語の解説』 写本

B : Ms. 8639. Deutsche Staatsbibliothek, Berlin.

D1 : Ms. Adab 57. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

D2 : Ms. Adab 2134. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

F : Ms. Arabe 5872. Bibliothèque Nationale, Paris.

L : Ms. 659. Karl Marx Universität, Leipzig. (底本)

Ld : Ms. Or. 352. Universiteit Leiden, Leiden.

S1 : Ms. Ārabe 1639. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

S2 : Ms. Ārabe 1640. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

Sh : Ms. Add. 7466 Rich. British Library, London.

## 『高貴なる用語の解説』 訳注

訳注 (1) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (1)」『史窓』 67号 (2010年) : 27-65頁.

訳注 (2) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (2)」『史窓』 68号 (2011年) : 51-94頁.

訳注 (3) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (3)」『史窓』 69号 (2012年) : 19-53頁.

訳注 (4) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (4)」『史窓』 70号 (2013年) : 31-49頁.

訳注 (5) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (5)」『史窓』 71号 (2014年) : 1-24頁.

訳注 (6) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (6)」『史窓』 72号 (2015年) : 63-79頁.

訳注 (7) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (7)」『史窓』 74号 (2017年) : 1-25頁.

訳注 (8) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (8)」『史窓』 75号 (2018年) : 23-44頁.

訳注 (9) : 谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』 訳注 (9)」『史窓』 76号 (2019年) : 21-51頁.

## 辞典類

岩波イスラーム辞典 : 大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』 岩波書店, 2002年.

新イスラーム事典 : 日本イスラーム協会ほか監修『新イスラーム事典』 平凡社, 2002年.

E11 : Houtsma, M. Th., et al., eds. *E. J. Brill's Encyclopaedia of Islam 1913-1936*. 9 vols. Leiden: E. J. Brill, 1987. Rpt. of *The Encyclopaedia of Islam, 1913-1938*.

E12 : Gibb, Hamilton Alexander Rosskeen, et al., eds. *Encyclopaedia of Islam*. New edition.

12vols. and index volume. Leiden: Brill, 1960–2009.

*Hava*: Hava, J. G. *Al-Faraid*. 1899. Beirut: Dār al-Mašriq, 1982.

*Lane*: Lane, Edward William. *Arabic-English Lexicon*. 8vols. London, 1863–1893. Revised ed. 2vols. 1984. Cambridge: The Islamic Texts Society, 2003.

*Ramzī*: Ramzī, Muḥammad, *al-Qāmūs al-ḡuḡrāfi li-l-bilād al-miṣriya*, 6 vols., al-Qāhira: Maṭba'at Dār al-Kutub al-Miṣriya, 1953–1968. al-Qāhira: al-Hay'a al-Miṣriya al-'Āmma li-l-Kitāb, 1994.

#### 史料・史料訳注

クルアーン (井筒訳): 『コーラン』井筒俊彦訳, 改版. 全3冊, 岩波書店〈岩波文庫〉, 1964年.

クルアーン (中田ほか訳): 『日亜対訳クルアーン』中田香織・下村佳州紀訳, 中田考監修, 作品社, 2014年.

クルアーン (藤本ほか訳): 『コーラン』藤本勝次ほか訳. 全2冊, 中央公論新社〈中公クラシックス〉, 2002年.

クルアーン (三田訳): 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』[三田了一訳], 改訂版, 日本ムスリム協会, 1982年.

聖書: 『聖書——新共同訳—旧約聖書続編つき——』共同訳聖書実行委員会 [訳]. 日本聖書協会, 1987年.

ハディース (ブハーリー): [ブハーリー] 『ハディース』牧野信也訳, 全6巻, 中央公論新社〈中公文庫〉, 2001年.

*Abū Dāwūd*: Abū Dāwūd, *Sunan*, ed. Muḥammad Muḥyī al-Dīn 'Abd al-Ḥamīd, 4 vols., Beirut: Dār al-Fikr, n. d.

*Buldān*: al-Ḥamawī, Šihāb al-Dīn Yāqūt b. 'Abd Allāh. *Mu'ḡam al-buldān*. Ed. F. Wüstenfeld. 6vols. Leipzig: Der deutschen morgenländischen Gesellschaft, 1866–1873. Tehrān, 1965.

*Ibn Māḡa*: Ibn Māḡa, *Sunan*, ed. Muḥammad Fu'ād 'Abd al-Bāqī, 2 vols., Cairo: Dār al-Iḥyā' al-Kutub al-'Arabiya, 1952–1953.

*Kanz*: Ibn al-Dawādārī, Abū Bakr b. 'Abd Allāh. *Kanz al-Durar wa-ḡāmi' al-ḡurar*. (*Die Chronik des Ibn ad-Dawādārī*.) Eds. Bernd Radtke, et al. 9vols. Kairo et al.: Deutsches Archäologisches Institut Kairo, 1960–1994.

*Masālik/Sayyid*: *Masālik al-abṣār fī mamālik al-amṣār*. Ed. Ayman Fu'ād Sayyid. Cairo: Institut Français d'Archéologie Orientale du Caire, 1985.

*Šubḥ*: al-Qalqaṣandī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. 'Alī. *Šubḥ al-a'sā fī šinā'at al-insā'*. 14 vols. al-Qāhira, 1913–1920. al-Qāhira: Wizārat al-Ṭaqāfa wa al-Irṣād al-Qawmī, 1963.

*Taqwīm*: Abū al-Fidā', Imād al-Dīn Ismā'īl b. Muḥammad. *Taqwīm al-buldān* (*Géographie d'Aoulféda*). Ed. Joseph Reinaud and Mac Guckin de Slane. Paris: Imprimerie Royale, 1840.

#### 研究

佐藤次高 『中世イスラム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』山川出版社, 1986年.

中村妙子 「12世紀前半におけるシリア諸都市と初期十字軍の交渉——協定とジハードからみた政治——」『史学雑誌』109編12号 (2000年): 1–34頁.

家島彦一 『海域から見た歴史——インド洋と地中海を結ぶ交流史——』名古屋大学出版会, 2006年.

Cornu, Georgette. *Atlas du monde arabo-islamique à l'époque classique*. Leiden: E. J. Brill, 1985.

al-Droubi, Samir. *A Critical Edition of and Study on Ibn Faḡl Allāh's Manual of Secretaryship "al-Ta'rif bi'l-muṣṭalah al-sharif"*. 2vols. al-Karak: Mu'ta University, 1992. (『高貴なる用語』のテキストが収められている巻は「校訂」, 作品研究の巻は「研究篇」と略称。)

Halm, Heinz. *Ägypten nach den mamlukischen Lebensregistern*, 2 vols., Wiesbaden: Dr. Ludwig Reichert Verlag, 1979–1982.

Hartmann, Richard. "Politische Geographie des Mamlūkenreichs: Kapitel 5 und 6 des

- Staatshandbuchs Ibn Faḍlallāh al-'Omārī's," *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 70 (1916): 1–40, 477–511, 71 (1917): 429–430.
- Hasluck, Frederick William. *Christianity and Islam under the Sultans*. Ed. Margaret Masson Hasluck. 2 vols. Oxford: The Clarendon Press, 1929.
- Hinz, Walther. *Islamische Masse und Gewichte*. Leiden: E. J. Brill, 1970.
- Holt, Peter Malcolm. *The Age of the Crusades: the Near East from the Eleventh Century to 1517*. London and New York: Longman, 1986.
- Holt, Peter Malcolm. *Early Mamluk Diplomacy (1260–1290): Treaties of Baybars and Qalāwūn with Christian Rulers*. Leiden et al.: E. J. Brill, 1995.

